

## <概要>

### 1. 適用範囲

この適用細則案は、『日本目録規則2018年版』（以下「NCR2018」）「第2部 属性」の「セクション2 セクション5 アクセス・ポイント」の記録に関する部分を扱う。具体的には、第22章、第26章、第27章および第28章を扱う。

### 2. 適用対象

#### ”<書誌データ>

全国の大学図書館等が所蔵する図書、逐次刊行物等の書誌データを対象とする。

#### <典拠データ>

この適用細則が対象とする書誌データに対応して作成されるすべての典拠データを対象とする。”

### 3. 本則、別法、任意規定について

原則としてNCR2018の本則または別法を採用するが、条項によってはそのいずれでもない独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合がある。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条文でなく「適用」、「非適用」の語句のみを示す。本則を適用する場合は、別法については言及しない。また、別法を適用する場合は、本則については言及しない。本則・別法のいずれも適用しない場合は、本則についてのみ「非適用」の語句を示し、別法については言及しない。本則または別法の大意はそのまま、条文の一部のみを修正する場合には、「一部適用」の語句と共に、修正方針についてのコメント、あるいは、修正条文案を示す。適用対象外の規定については、「対象外」の語句と共にグレイアウトの表示にする。

### 4. 出力形式および記号法について

この適用細則は書誌データの記録方法を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。

### 5. 凡例

#### ・エレメント

次の記号により、エレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントを示す。

E：エレメント

ES：エレメント・サブタイプ

S：サブエレメント

#### ・コア・エレメント

NCR2018においてエレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントがコア・エレメントである場合に、「\*」を記載する。コア・エレメントの適用／非適用については「#0付表 コア・エレメント一覧」で示す。

#### ・条項番号

NCR2018の条項番号を示す。

#### ・条項見出し

NCR2018の各条項の見出しまたは中見出しを示す。

#### ・対応C.M.項番

「目録システムコーディングマニュアル(CAT2020対応版)」における凡その対応項目を示す。

#### ・適用/非適用/一部適用

NCR2018の各条項の「適用」、「非適用」「一部適用」を示す。独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合は、条項単位で該当条文を示す。

#### ・適用/非適用/一部適用の理由

判断理由、「一部適用」の場合における修正方針についてコメントを示す。適用対象外については「対象外」と記載する。

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#22	著作				
	#22.0	通則				
	#22.0.1	機能	<p>著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、次の機能を備える。</p> <p>a) 特定の著作を発見する手がかりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1著作に対して異なるタイトルをもつ複数の表現形が存在するとき、各表現形が1著作に属することを識別できる。</li> <li>・著作の一般に知られているタイトルと表現形の本タイトルが異なるとき、著作を識別できる。</li> <li>・同一タイトルをもつ複数の著作が存在するとき、各著作を判別できる。</li> </ul> <p>b) 特定の著作と関連する資料を発見する手がかりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1著作に対して複数の表現形、複数の表現形が存在するとき、それらを体系的に把握できる。</li> <li>・特定の著作と他の著作やその表現形との関連を理解できる。</li> </ul> <p>c) 特定の著作と関連する個人・家族・団体を発見する手がかりとなる。</p> <p>d) 特定の著作を主題とする資料を発見する手がかりとなる。</p> <p>以上の機能を満たすため、特定の著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の著作に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。</p> <p>異形アクセス・ポイントは、特定の著作を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。</p>		適用	
	#22.0.2	著作の識別に影響を与える変化	<p>a) 著作に対する新規の記述を作成する場合 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを新たに構築する。 (参照: 複数巻単行資料については、#4.0.4.1を見よ。逐次刊行物については、#4.0.4.2～#4.0.4.2Bを見よ。)</p> <p>b) 著作に対する従来の記述を更新する場合 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを更新する。従来の典拠形アクセス・ポイントは、異形アクセス・ポイントとして記録する。 (参照: 更新資料については、#4.0.4.3～#4.0.4.3Bを見よ。)</p>		適用	
	#22.1	著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	<p>著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.1～#22.1.6に従って、原著作に対して、または原著作など既存の著作から派生した新しい著作に対して構築する。著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.7に従って、著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.8に従って構築する。</p> <p>法令等に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.3に従って、音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5に従って構築する。</p>		一部適用	法令等は対象外
	#22.1A	典拠形アクセス・ポイントの形	<p>著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する。</p> <p>その形には、優先タイトルと創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形と、優先タイトル単独の形とがある。前者を結合形、後者を単独形とよぶ。いずれについても、必要に応じて識別要素を付加する。</p> <p>ただし、法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの一部に、優先タイトルと非創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形がある。 (参照: 法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#22.3を見よ。)</p> <p>(参照: 識別要素の付加については、#22.1.6を見よ。)</p> <p>a) 結合形(優先タイトルと創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントの結合順序は、規定しない。)</p> <p>紫式部  ムラサキ シキブ、源氏物語  ゲンジ モノガタリ (創作者に対する典拠形アクセス・ポイント、優先タイトルの順に結合する場合の例)</p> <p>b) 単独形 今昔物語  コンジャク モノガタリ 千一夜物語  センイチヤ モノガタリ (参照: 優先タイトル、異形タイトル、識別要素については、#4.1～#4.7を見よ。創作者に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#26～#28を見よ。)</p>		一部適用	法令等は対象外
	#22.1A	典拠形アクセス・ポイントの形別法	<p>著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する。</p> <p>*その形は、優先タイトル単独の形(単独形)とする。必要に応じて識別要素を付加する。識別に必要な場合は、著作に主要な責任を有する創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを付加する。さらに必要に応じて、他の識別要素を付加する。 (参照: 識別要素の付加については、#22.1.6を見よ。)</p> <p>源氏物語  ゲンジ モノガタリ #22.1.1～#22.1.8.3において結合形で構築すると規定している場合でも、これに創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを含めず、関連づけるのみとする*。 (参照: 優先タイトル、異形タイトル、識別要素については、#4.1～#4.7を見よ。)</p>		非適用	
	#22.1B	一貫しない創作者の名称の扱い	<p>著作に責任を有する創作者(個人・家族・団体)が複数の名称を使い分けているが、当該著作に対しては使用する名称が一貫していない場合は、当該著作の表現形に最も多く見られる名称に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。</p> <p>当該著作を具体化した表現形に最も多く見られる名称を容易に決定できない場合は、当該著作を具体化した表現形のうち、データ作成機関が入手した最新の資料に現れた名称に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。</p>		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
#22.1.1～#22.1.5 著作と創作者との関連の形態									
		#22.1.1	単一の創作者による著作	<p>単一の創作者(個人・家族・団体)が創作した著作については、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p> <p>a) 創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント(#26～#28のうち該当する規定を適用)</p> <p>b) 著作の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。)</p> <p>野坂, 昭如  ノサカ, アキユキ, 1930-2015. 火垂るの墓  ホタル ノハカ 宮本, 常一  ミヤモト, ツネイチ, 1907-1981. 宮本常一著作集  ミヤモト ツネイチ チョウサクシュウ 大槻, 文彦  オオツキ, フミヒコ, 1847-1928. 大言海  ダイゲンカイ 明治天皇  メイジ テンノウ, 1852-1912. 明治天皇詔勅集  メイジ テンノウ ショウチョクシュウ</p>			適用		
		#22.1.1A	団体を創作者とみなす著作	<p>団体を創作者とみなす著作については、優先タイトルと団体に対する典拠形アクセス・ポイントの結合形で構築する。団体を創作者とみなすのは、団体に由来するか、団体が責任刊行したか、または責任刊行させた著作で、次のいずれかに該当するものである。</p> <p>a) 団体の管理的な性格の著作</p> <p>① 内部方針、手続き、財政、運用 首都大学東京  シユト ダイガクトウキョウ, 公立大学法人首都大学東京規程集  コウリツ ダイガク ホウジン シユト ダイガクトウキョウ キテイ シユウ 名古屋殺物砂糖取引所  ナゴヤ コクモツ サトウトリヒキジヨ, 定款及び諸規程  テイカン オヨビ ショキテイ ② 役員、職員、会員(例: 名簿) 日本公認会計士協会  ニホン コウニン カイケイシ キョウカイ, 役員名簿  ヤクイン メイボ 日本建築学会  ニホン ケンチク ガツカイ, 日本建築学会会員名簿  ニホン ケンチク ガツカイ カイイン メイボ ③ 資源(例: 目録、財産目録) 三重県立図書館  ミエ ケンリツトショカン, 国書漢籍蔵書目録  コクシヨ カンセキ ソウシヨ モクロク 長崎大学 附属図書館  ナガサキ ダイガク, フソクトショカン, 幕末・明治期日本古写真コレクション目録  バクマツ メイジキ ニホン コシヤシン コレク ション モクロク ④ 沿革(例: 社史) 大正製薬株式会社  タイショウ セイヤク カブシキ ガイシャ, 大正製薬百年史  タイショウ セイヤク ヒヤクネンシ 日本プロゴルフ協会  ニホン プロゴルフ キョウカイ, 社団法人日本プロゴルフ協会30年史  シャダン ホウジン ニホン プロゴルフ キョウカイ 30ネンシ b) 団体の集団的意思を記録した著作(例: 委員会や審議会などの報告、対外政策に関する立場を示した公式見解、白書、規格) 臨時行政改革推進審議会  リンジ ギョウセイ カイカク スイシン シンギカイ, 最終答申  サイシユウトウシン (1990) 日本図書館協会 図書館の自由に関する調査委員会  ニホン トショカン キョウカイ, トショカン ノ ジユウ ニ カンスル チョウサ イインカイ, 収集方針と図書館の自由  シユウシユウ ホウシントトショカン ノ ジユウ c) 団体の集団的活動を報告した著作 ① 会議(例: 議事録、予稿集) 那覇市 議会  ナハン, ギカイ, 那覇市議会会議録  ナハン ギカイ カイギロク 日本西洋史学会 大会  ニホン セイヨウシ ガツカイ, タイカイ (第66回: 2016: 東京), 日本西洋史学会大会報告集  ニホン セイヨウシ ガツカイ タイカイ ホウコクシュウ</p>			一部適用	法令等は扱わない	

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
			<p>② 調査団・視察団(例: 調査報告) 石見銀山歴史文獻調査団  イワミ ギンザン レキシ プンケン チョウサダン. 石見銀山歴史文獻調査報告書  イワミ ギンザン レキシ プンケン チョウサ ホウコクシヨ フランス学校図書館研究視察団  フランス ガッコウトシヨカン ケンキョウ シサツダン. フランスに見る学校図書館専門職員  フランス ニミル ガッコウトシヨカン センモン ショクタイン</p> <p>③ 公聴会 東京都 環境保全局. 環境管理部  トウキョウト. カンキョウ ホゼンキョク. カンキョウ カンリブ. 東京都目黒清掃工場建設事業に係る環境影響評価に関する公聴会記録  トウキョウト メグロ セイソウ コウジョウ ケンセツ ジギョウ ニ カカル カンキョウ エイキョウ ヒョウカ ニ カンスル コウチョウカイ キロク</p> <p>④ 催し(例: 展覧会、博覧会、祝祭の案内) 五島美術館  ゴトウ ビジュツカン. 平安古筆の名品  ヘイアン コヒツ ノ メイヒン 2005 年日本国際博覧会協会  2005ネン ニホン コクサイ ハクランカイ キョウカイ. 2005 年日本国際博覧会公式記録  2005ネン ニホン コクサイ ハクランカイ コウシキ キロク d) 演奏・演技グループが、単に演奏・演技するだけではなく、創作にも相当程度関与した著作(参照: 音楽作品については、#22.5.6d)を見よ。) e) 団体に由来する地図著作(団体の責任が出版・頒布のみに存する場合は除く。) 二宮書店  ニノミヤ ショテン. 新コンパクト地図帳  シン コンパクト チズチョウ 地質調査総合センター  チンツ チョウサ ソウゴウ センター. 日本地質図  ニホン チシツズ f) 法令等(参照: #22.3~#22.3.7を見よ。) 日本国憲法  ニホンコク ケンポウ (法域が「日本」につき、#22.3.1.1により優先タイトル単独の形) 焼津市  ヤイズシ. 焼津市例規集  ヤイズシ レイキシュウ g) 複数の美術制作者が集合した団体による、タイトルを有する個別の美術著作 団体が関与していても、上記のいずれにも該当しない場合は、団体を創作者として扱わない。 上記のいずれに該当するかどうか判断できない場合は、該当しないものとして扱う。 複数の団体が関与する場合は、#22.1.2iに従う。 大阪府  オオサカフ; 兵庫県  ヒョウゴケン. 阪神広域大気汚染共同調査報告書  ハンシン コウイキ タイキ オセン キョウドウ チョウサ ホウコク ショ</p>			
	#22.1.2	複数の創作者による共著作	<p>複数の創作者(個人・家族・団体)が共同して責任を有する著作については、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) 各創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント(#26~#28のうち該当する規定を適用し、採用した情報源の表示の順に記載) b) 著作の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。) 園部、三郎  ソノベ、サブロウ、1906-1980; 山住、正己  ヤマズミ、マサミ、1931-2003. 日本の子どもの歌  ニホン ノ コドモ ノ ウタ (情報源の表示: 日本の子どもの歌 / 園部三郎、山住正己著) Brown, George Williams, 1894-; Harman, Eleanor T.; Jeanneret, Marsh, 1917-. Canada in North America, 1800-1901 (情報源の表示: Canada in North America, 1800-1901 / [by George W.] Brown, [Eleanor] Harman, [and Marsh] Jeanneret) Marx, Karl, 1818-1883; Engels, Friedrich, 1820-1895. マルクス・エンゲルス往復書簡集  マルクス エンゲルス オウフク ショカンシュウ (情報源の表示: マルクス・エンゲルス往復書簡集) 谷川、俊太郎  タニカワ、シュンタロウ、1931-; 安野、光雅  アンノ、ミツマサ、1926-。あけるな  アケルナ (両者の役割は異なるが、著作への関与が対等である場合) ただし、映画、ビデオ、ビデオ・ゲームなどの動画作品(自主映画製作者によるものを除く)については、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p>		適用	
	#22.1.2	複数の創作者による共著作 別法	<p>複数の創作者(個人・家族・団体)が共同して責任を有する著作については、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) *複数の創作者(個人・家族・団体)のうち、最も主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント(#26~#28のうち該当する規定を適用)* b) 著作の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。) 柳田、國男  ヤナギタ、クニオ、1875-1962. 柳田國男対談集  ヤナギタクニオ タイダンシュウ *主要な責任を有するものが明確でない場合は、配置、デザインにおいて強調されているもの、それが無いときは最初に表示されているものに対する典拠形アクセス・ポイントを結合する*。 ただし、映画、ビデオ、ビデオ・ゲームなどの動画作品(自主映画製作者によるものを除く)については、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p>		非適用	
	#22.1.2A	創作者とみなす団体と個人、家族との共著作	<p>団体を創作者とみなす著作(参照: #22.1.1Aを見よ。)について、団体と個人または家族が共同で責任を有する場合は、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) 団体に対する典拠形アクセス・ポイント(#28のうち該当する規定を適用) b) 著作の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。)</p>		適用	

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#22.1.2A	創作者とみなす団体と個人、家族との共著作 別法	団体を創作者とみなす著作(参照: #22.1.1Aを見よ。)について、団体と個人または家族が共同で責任を有する場合は、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) *団体のうち、主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント(#28のうち該当する規定を適用)* b) 著作の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。)		非適用	
		#22.1.3	改作、改訂等による新しい著作	改作、改訂等による新しい著作には、創作者自身によるものと、創作者とは異なる個人・家族・団体によるものがある。その改作、改訂等が既存の著作の性質および内容を実質的に変更している場合は、次の要素の結合形で新しい典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) 改作、改訂等を行った個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント(#26~#28のうち該当する規定を適用) b) 改作、改訂等が行われた新たな著作の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。) 黒岩、涙香  クロイワ、ルイコウ、1862-1920。巖窟王  ガンクツオウ (Alexandre Dumas père の小説を黒岩涙香が翻訳) 鈴木、三重吉  スズキ、ミエキチ、1882-1936。古事記物語  コジキ モノガタリ 改作、改訂等を行った個人・家族・団体が複数である場合は、その典拠形アクセス・ポイントの結合について、#22.1.2または#22.1.2別法に従う。 ラム、チャールズ、1775-1834。ラム、メアリー、1764-1847。シェイクスピア物語  シェイクスピア モノガタリ (#6.1.3.2A 別法と#4.1.3A 別法による例) 改作、改訂等に責任を有するものが不特定または不明な場合は、#22.1.5に従う。  その改作、改訂等が単に既存の著作の一つの版である場合は、表現形として扱い、既存の著作に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。表現形に対する典拠形アクセス・ポイントが必要な場合は、#23に従う。 上記のいずれに該当するかどうか判断できない場合は、新しい著作とみなす。		適用	
		#22.1.4	既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作	既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作が、その注釈等に責任を有する個人・家族・団体の著作とみなされる場合は、次の要素の結合形で新しい典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) 注釈、解説、図等を追加した個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント(#26~#28のうち該当する規定を適用) b) 注釈、解説、図等の優先タイトル(参照: #4.1.3、#4.1.4を見よ。) 澤瀉、久孝  オモダカ、ヒサタカ、1890-1968。萬葉集注釋  マンヨウシュウ チュウシャク 信樂、峻庵  シガラキ、タカマロ、1926-2014。歎異抄講義  タンニシヨウ コウギ 複数の個人・家族・団体が注釈、解説、図等に責任を有する場合は、#22.1.2、#22.1.2別法に従う。 橋、純一  タチバナ、ジュンイチ、1884-1954; 慶野、正次  ケイノ、マサツグ、1906-1976。詳説徒然草の語釈と文法  ショウゼツ ツズレグサ ノゴシヤク トフンボウ その著作が単に既存の著作の一つの版である場合は、表現形として扱い、既存の著作に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。表現形に対する典拠形アクセス・ポイントが必要な場合は、#23に従う。 松尾、芭蕉  マツオ、ハシヨウ、1644-1694。奥の細道  オクノ ホソミチ (情報源の表示: 奥の細道: 曾良本 新注絵入 / 松尾芭蕉; 上野洋三編) 上記のいずれに該当するかどうか判断できない場合は、注釈等に責任を有する個人・家族・団体の著作とみなす。		適用	
		#22.1.5	責任を有するものが不特定または不明な著作	著作に個人・家族・団体が寄与していることは判明しているが、責任を有する個人・家族・団体を特定できない場合は、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 参考資料によって、責任を有する個人・家族・団体が判明する場合は、結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 責任を有する個人・家族・団体が不明であるか、名称のない集団による著作の場合は、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。		適用	
		#22.1.6	識別要素の付加	#22.1.1~#22.1.5に基づいて構築した典拠形アクセス・ポイントが、他の著作または個人・家族・団体、場所に対する典拠形アクセス・ポイントと同一または類似している場合は、次の中から一つ以上の適切な識別要素を付加する。 a) 著作の形式(参照: #4.3を見よ。) b) 著作の日付(参照: #4.4を見よ。) c) 著作の成立場所(参照: #4.5を見よ。) d) 責任刊行者(参照: #4.6を見よ。) e) 著作のその他の特性(参照: #4.7を見よ。) ドーデ、アルフォンス、1840-1897。アルルの女  アルル ノ オンナ (戯曲) (自作小説の戯曲化。#6.1.3.2A別法と#4.1.3A別法による例) 紀要  キョウ (岡山短期大学) 紀要  キョウ (国際教育研究所)		適用	

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#22.1.7 著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイントの構築				
	#22.1.7.1	単一の部分	<p>著作の単一の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、次の要素を結合して構築する。</p> <p>a) 著作の単一の部分に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント(#26~#28のうち該当する規定を適用)</p> <p>b) 著作の単一の部分の優先タイトル(参照: #4.1.3.1.1を見よ。)</p> <p>三島由紀夫  ミシマ、ユキオ、1925-1970. 春の雪  ハルノユキ (三島由紀夫作「豊饒の海」の単一の部分)</p> <p>該当部分のタイトルが部分であることを示す一般的な語句である場合は#22.1.7.1Aに、逐次刊行物・更新資料の部編または補遺のタイトルの場合は#22.1.7.1Bに、テレビ・ラジオの番組等の場合は#22.1.7.1Cに従う。</p> <p>該当部分を含む著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントが#22.1.1~#22.1.5によって優先タイトルのみで構築されている場合は、該当部分に対する典拠形アクセス・ポイントも同様に優先タイトルのみで構築する。この場合も、該当部分のタイトルが部分であることを示す一般的な語句のみである場合は#22.1.7.1Aに、逐次刊行物・更新資料の部編または補遺のタイトルの場合は#22.1.7.1Bに、テレビ・ラジオの番組等の場合は#22.1.7.1Cに、聖典については#22.1.7.1Dに従う。</p>	一部適用	逐次刊行物、更新資料、テレビ、ラジオ番組には非対応	
	#22.1.7.1A	部分であることを示す一般的な語句	<p>その部分が、部分であることを示す一般的な語句で(数字を含むかどうかにかかわらず)識別される場合は、部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で、部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p> <p>(参照: #4.1.3.1.1、#4.1.4.1.1を見よ。)</p> <p>五味川、純平  ゴミカワ、ジュンペイ、1916-1995. 人間の条件. 第2部  ニンゲン ノ ジョウケン. ダイ2ブ Goethe, Johann Wolfgang von, 1749-1832. Faust. 1. Theil 太平記. 巻第4  タイヘイキ. マキ ダイ4</p>	適用		
	#22.1.7.1B	逐次刊行物・更新資料の部編または補遺	<p>その部分が逐次刊行物または更新資料の部編または補遺である場合は、その部分の優先タイトルが一般的な語句のみかどうかにかかわらず、部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で、部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p> <p>鹿児島県立短期大学紀要. 人文・社会科学篇  カゴシマ ケンリツ タンキ タイガク キョウ. シンブン シヤカイ カガクケン</p>	非適用	逐次刊行物、更新資料には非対応	
	#22.1.7.1C	テレビ・ラジオ番組	<p>その部分がテレビ・ラジオ番組等のシーズン、エピソード、抜粋等である場合は、その部分に対する優先タイトルが一般的な語句のみかどうかにかかわらず、部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で、部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p> <p>相棒 (テレビ番組). Season 2  アイボウ (テレビ番組). Season 2</p>	非適用	テレビ、ラジオ番組には非対応	
	#22.1.7.1D	聖典	<p>聖典の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、聖典全体の優先タイトルと部分の優先タイトルを組み合わせて構築する。</p> <p>聖書. 新約  セイショ. シンヤク 聖書. マルコによる福音書  セイショ. マルコ ニ ヨル フクインショ ( #4.1.3B 別法による例) ただし、仏教経典の場合は、部分の優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p> <p>法華経  ホケキョウ</p>	適用		
	#22.1.7.2	複数の部分	<p>部分であることを示す一般的な語句および数字のみで識別される、複数の連続した部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、その複数の部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で構築する。</p> <p>(参照: 連続した複数の部分の優先タイトルについては、#4.1.3.1.2を見よ。)</p> <p>今昔物語. 巻第15-19  コンジャク モノガタリ. マキ ダイ15-19 (情報源の表示: 今昔物語集. 2 / 馬淵和夫, 国東文麿, 稲垣泰一 校注・訳. 一 巻第15-巻第19) 複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合は、#22.1.7.1に従って、各部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。</p> <p>Dante Alighieri, 1265-1321. Purgatorio Dante Alighieri, 1265-1321. Paradiso (情報源の表示: Il Purgatorio ; Paradiso / di Dante Alighieri ; colle figure di G. Doré)</p>	適用		
	#22.1.7.2	複数の部分 別法	<p>部分であることを示す一般的な語句および数字のみで識別される、複数の連続した部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、その複数の部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で構築する。</p> <p>(参照: 連続した複数の部分の優先タイトルについては、#4.1.3.1.2を見よ。)</p> <p>*複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合は、その複数の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントに付加した形で構築する*。 (参照: #4.1.3.1.2 別法、#4.1.4.1.2 見よ。)</p>	非適用		

エレメント	コ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
#22.1.8 著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントの構築								
		#22.1.8.1	単一の創作者による著作の集合	単一の創作者(個人・家族・団体)が創作した著作の集合については、次の要素を結合した形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) 創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント(#26～#28のうち該当する規定を適用) b) 著作の集合の優先タイトル(参照: #4.1.3.2～#4.1.3.2.3別法、#4.1.4.2～#4.1.4.2.3を見よ。) 安部 公房  アベ, コウボウ, 1924-1993, 作品集  サクヒンシュウ Twain, Mark, 1835-1910, Correspondence		適用		
		#22.1.8.2	複数の創作者による共著作の集合	複数の創作者(個人・家族・団体)が共同して責任を有する著作の集合については、次の要素を結合した形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) 各創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント(#26～#28のうち該当する規定を適用し、採用した情報源の表示の順に記録) b) 著作の集合の優先タイトル(参照: #4.1.3.2～#4.1.3.2.3別法、#4.1.4.2～#4.1.4.2.3を見よ。)		適用		
		#22.1.8.2	複数の創作者による共著作の集合 別法	複数の創作者(個人・家族・団体)が共同して責任を有する著作の集合については、次の要素を結合した形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。 a) *複数の創作者(個人・家族・団体)のうち、主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント(#26～#28のうち該当する規定を適用)* b) 著作の集合の優先タイトル(参照: #4.1.3.2～#4.1.3.2.3別法、#4.1.4.2～#4.1.4.2.3を見よ。) *主要な責任を有するものが明確でない場合は、配置、デザインにおいて強調されているもの、それがなければ最初に表示されているものに対する典拠形アクセス・ポイントを結合する*。		非適用		
		#22.1.8.3	複数の異なる創作者による著作の集合	複数の異なる創作者(個人・家族・団体)による著作の集合については、著作の集合の優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。 イギリス新鋭作家短篇選  イギリス シンエイ サッカ タンベンセン (情報源の表示: イギリス新鋭作家短篇選 / 柴田元幸訳) 著作の集合に総合タイトルがない場合は、各著作に対する典拠形アクセス・ポイントを個別に構築する。 (参照: #4.1.3.2を見よ。) 聖典の集合については、それに対する優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。大蔵経は聖典の集合として扱う。 大正新脩大蔵経  タイショウ シンシュウ ダイソウキョウ (参照: #4.1.3.2を見よ。)		非適用		
		#22.1.8.3	複数の異なる創作者による著作の集合 別法	複数の異なる創作者(個人・家族・団体)による著作の集合については、著作の集合の優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。 イギリス新鋭作家短篇選  イギリス シンエイ サッカ タンベンセン (情報源の表示: イギリス新鋭作家短篇選 / 柴田元幸訳) *著作の集合に総合タイトルがない場合は、データ作成者付与タイトルによる優先タイトル単独で典拠形アクセス・ポイントを構築する。それに加えて、各著作の優先タイトルを選択することができる*。 (参照: #4.1.3.2 別法を見よ。)		適用		
		#22.2	著作に対する異形アクセス・ポイントの構築	著作に対する異形アクセス・ポイントは、著作の優先タイトルまたは異形タイトルを基礎として構築する。 著作に対する異形アクセス・ポイントには、著作の優先タイトルまたは異形タイトルと、創作者または非創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形、および著作の優先タイトルまたは異形タイトル単独の形がある。いずれも、識別に重要な場合は、#22.1.6に従って、識別要素を付加して構築する。 坪内 逍遙  ツボウチ, ショウヨウ, 1859-1935, 一讀三歎當世書生氣質  イチドク サンタントウセイ ショセイ カタギ (典拠形アクセス・ポイント: 坪内, 逍遙  ツボウチ, ショウヨウ, 1859-1935. 當世書生氣質  トウセイ ショセイ カタギ) 世継の翁の物語  ヨツギ ノ オキナ ノ モノガタリ (典拠形アクセス・ポイント: 大鏡  オカガミ) Dostoyevsky, Fyodor, 1821-1881, Б е д н ы е л ю д и (典拠形アクセス・ポイント: Dostoyevsky, Fyodor, 1821-1881, Bednye liudi) 山住 正己  ヤマズミ, マサミ, 1931-2003, 日本の子どもの歌  ニホン ノ コドモ ノ ウタ (二人の創作者(園部三郎、山住正己)による共著作について、#22.1.2 別法を適用し、一方の創作者(園部三郎)に対する典拠形アクセス・ポイントのみを著作に対する典拠形アクセス・ポイントに用いた場合に、他方の創作者(山住正己)に対する典拠形アクセス・ポイントを異形アクセス・ポイントに用いた例。典拠形アクセス・ポイント: 園部, 三郎  ノノベ, サプロウ, 1906-1980. 日本の子どもの歌  ニホン ノ コドモ ノ ウタ) 福澤 諭吉  フクザワ, ユキチ, 1835-1901, 福澤心訓  フクザワ シンクン (創作者不明の偽書に対する典拠形アクセス・ポイント: 福澤心訓  フクザワ シンクン) アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。 なお、特定の著作については、#22.2.1～#22.2.3に従って、異形アクセス・ポイントを構築する。 法令等に対する異形アクセス・ポイントは、#22.4に従って、音楽作品に対する異形アクセス・ポイントは、#22.6に従って構築する。		一部適用	法令等は対象外	

エレメント	コ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#22.2.1	音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなど	音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなどに対する異形アクセス・ポイントは、次の要素を結合した形で構築する。 a) 音楽作品の作曲者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント(#26～#28のうち該当する規定を適用) b) 音楽作品の優先タイトル c) 「歌詞」、「リブレット」または「Libretto」(場合に応じて複数形)、「Lyrics」、「Text」(場合に応じて複数形)のうち該当する語句 d) 必要に応じて、その他の語句 モーツァルト、ヴォルフガング・アマデウス、1756-1791. 魔笛  マテキ. リブレット (#6.1.3.2A 別法および#4.1.3A別法による例。典拠形アクセス・ポイント: シカネーダー, エマヌエル, 1751-1812. 魔笛  マテキ) (参照: 歌詞、リブレットなどを伴う音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#22.5.1を見よ。)		適用	
		#22.2.2	著作の単一の部分	著作の単一の部分に対する異形アクセス・ポイントは、典拠形アクセス・ポイントの形に応じて、次のように構築する。 a) 典拠形アクセス・ポイントが、著作全体の優先タイトル、部分の優先タイトル、創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形 異形アクセス・ポイントは、部分の優先タイトルと創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを直接結合した形で構築する。 b) 典拠形アクセス・ポイントが、部分の優先タイトルと創作者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを直接結合した形 異形アクセス・ポイントは、著作全体の優先タイトル、部分の優先タイトル、創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 三島, 由紀夫  ミシマ, ユキオ, 1925-1970. 豊饒の海. 春の雪  ホウジョウ ノ ウミ, ハル ノ ユキ (典拠形アクセス・ポイント: 三島, 由紀夫  ミシマ, ユキオ, 1925-1970. 春の雪  ハル ノ ユキ) c) 典拠形アクセス・ポイントが、著作全体の優先タイトルを部分の優先タイトルに冠する形 異形アクセス・ポイントは、部分の優先タイトル単独の形で構築する。 みよしの統計  ミヨシ ノ トウケイ (典拠形アクセス・ポイント: みよしものしり専科, みよしの統計  ミヨシ モノシリ センカ, ミヨシ ノ トウケイ) d) 典拠形アクセス・ポイントが、部分の優先タイトル単独の形 異形アクセス・ポイントは、著作全体の優先タイトルを部分の優先タイトルに冠する形で構築する。 千一夜物語  センイチヤ モノガタリ. 船乗りシンドバッド  フナリ シンドバッド (典拠形アクセス・ポイント: 船乗りシンドバッド  フナリ シンドバッド) 識別に重要な場合は、#22.1.6に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。 アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。		適用	
		#22.2.3	特定の創作者による著作の集合	特定の創作者(個人・家族・団体)による著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントのうちの優先タイトルが、定型的総合タイトルである場合で、かつその定型的総合タイトルと記述対象の本タイトルまたは参考資料に見られるタイトルが同一でなく、類似もしていない場合は、著作の異形タイトルに記述対象の本タイトルまたは参考資料に見られるタイトルを用いた異形アクセス・ポイントを構築する。 識別に重要な場合は、#22.1.6に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。 アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。		適用	
#22.3～#22.6 各種の著作							
#22.3～#22.4 法令等 省略							
#22.5～#22.6 音楽作品							
		#22.5	音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.1～#22.5.7に従って、原曲に対して、または既存の楽曲から派生した新しい楽曲に対して構築する。音楽作品の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.8に従って、音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.9に従って構築する。		適用	
		#22.5A	典拠形アクセス・ポイントの形	音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する。 その形には、優先タイトルと創作者(作曲者、編曲者)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形と、優先タイトル単独の形とがある。いずれについても、必要に応じて識別要素を付加する。 (参照: 識別要素の付加については、#22.5.7を見よ。) (参照: 優先タイトル、異形タイトル、識別要素については、#4.14.1～#4.14.5を見よ。 創作者に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#26～#28を見よ。)		適用	
		#22.5.1	歌詞、リブレットなどを伴う音楽作品	歌詞、リブレットなどのテキストを伴う音楽作品(歌、オペラ、ミュージカルなど)に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと作曲者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 (参照: #4.14.0.4を見よ。) (参照: 音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなどに対する典拠形アクセス・ポイントについては、#22.1～#22.1.8.3を見よ。異形アクセス・ポイントについては、#22.2.1を見よ。) Gershwin, George, 1898-1937. Girl crazy		適用	
		#22.5.2	舞踊のための音楽作品	舞踊(バレエ、パントマイムなど)のための音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと作曲者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 (参照: #4.14.0.4を見よ。) 池辺, 晋一郎  イケベ, シンイチロウ. 動と静  ドウト セイ		適用	

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#22.5.3	付随音楽	劇、映画などに付随する音楽に対する典拠形アクセス・ポイントは、劇、映画などの優先タイトルと作曲家(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 (参照: #4.14.0.4 を見よ。) 伊福部 昭  イフクベ、アキラ、1914-2006. ゴジラ			適用	
		#22.5.4	カデンツァ	一音楽作品とみなすカデンツァに対する典拠形アクセス・ポイントは、カデンツァの優先タイトルとカデンツァの作曲家(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 Heifetz, Jascha, 1901-1987. Cadenzas to the Beethoven concerto for violin and orchestra in D major, op. 61 (参照: #4.14.0.4、#4.14.1.3C を見よ。)			適用	
		#22.5.5	新たなテキストとタイトルを伴うオペラなどの音楽劇	新たな音楽作品とみなす音楽劇に対する典拠形アクセス・ポイントは、原作品に対する典拠形アクセス・ポイントに新しいタイトルを丸がっこに入れて付加した形で構築する。 (参照: #4.14.0.4 を見よ。) Bizet, Georges, 1838-1875. Carmen (Carmen Jones)  (Georges Bizet の Carmen を基にした、Oscar Hammerstein II のリブレットによるミュージカル)			適用	
		#22.5.6	新たな音楽作品とみなす編曲	編曲が次のいずれかに該当する場合は、新たな音楽作品とみなして典拠形アクセス・ポイントを構築する。典拠形アクセス・ポイントは、編曲による音楽作品の優先タイトルと編曲者(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 a) 原曲を自由に書き換えた、原曲に基づいて編曲したなどと記載されているとき、新しい材料を組み込んだとき b) 多様な複数の作品をバラフレーズしたとき、別の作曲者の基本的なスタイルをバラフレーズしたとき c) 原曲の和声や音楽様式を変更したとき d) 改作、即興演奏など、創作上の実質的な責任を演奏者が有するとき e) その他、原曲から明確な変更を行ったとき 上記のいずれかに該当するかどうか判断できない場合は、該当しないものとして扱う。 (参照: 編曲を、新たな音楽作品ではなく、既存の音楽作品の一表現形であることとみなす場合については、#23.5を見よ。) 複数の編曲者が関与している場合は、#22.1.2、#22.1.2別法に従う。 編曲者が不明または不特定な場合は、#22.1.5に従う。 (参照: #4.14.0.4 を見よ。) Chopin, Frédéric, 1810-1849. Là ci darem la mano (原曲: Mozart, Wolfgang Amadeus, 1756-1791. Don Giovanni. Là ci darem la mano)			適用	
		#22.5.7	識別要素の付加	#22.5.1～#22.5.6 に基づいて構築した典拠形アクセス・ポイントが、他の音楽作品、著作または個人・家族・団体、場所に対する典拠形アクセス・ポイントと同一または類似している場合は、#22.5.7.1～#22.5.7.2 に従って、識別要素を付加する。			適用	
		#22.5.7.1	楽曲形式のみから成るタイトル	優先タイトルが楽曲形式のみから成るなど、識別が困難な場合は、次の要素を付加する。 a) 演奏手段(参照: #4.14.3を見よ。) b) 音楽作品の番号(参照: #4.14.4を見よ。) c) 調(参照: #4.14.5を見よ。) 演奏手段の付加については、#22.5.7.1Aに従う。 音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントについて、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を用いる場合は、上記の要素の後にこれを付加する。 Chopin, Frédéric, 1810-1849. Etudes, piano, op. 10. Selections			適用	

エレメントID	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#22.5.7.1A	演奏手段	<p>演奏手段は、次の順に適切なものを付加する。</p> <p>a) 声 b) 鍵盤楽器 c) 他の楽器(楽譜中の順序) d) 通奏低音</p> <p>Mozart, Wolfgang Amadeus, 1756–1791. Quintets, piano, oboe, clarinet, horn, bassoon, K. 452, E♭ major ソロの楽器と伴奏アンサンブルがある場合は、ソロ楽器、伴奏アンサンブルの順に付加する。</p> <p>Sibelius, Jean, 1865–1957. Vivace, piano, string ensemble ポピュラー音楽以外の音楽作品のうち、優先タイトルがソロの声楽曲の種類(歌曲、ヴォカリーズなど)のみから成り、単独の鍵盤楽器以外による伴奏があるものについては、伴奏楽器または伴奏アンサンブルの名称、続けて「伴奏」または「accompaniment」の語を付加する。伴奏がない作品は、「無伴奏」または「unaccompanied」の語を付加する。</p> <p>Weber, Reinhold, 1927–2013. Lieder, piano, percussion accompaniment Holliger, Heinz. Lieder, orchestra accompaniment Larsen, Libby. Songs, unaccompanied</p> <p>演奏手段において、次の要素は付加しない。</p> <p>e) 優先タイトルから読み取れる場合のパート数 f) 打楽器の演奏者数 g) 楽器が調音される調 h) 楽器の音域 i) 代替楽器 j) 持ち替え楽器 k) 演奏手段に合唱が含まれる場合のソロ(声) l) 1パート演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブルを構成する個々の楽器 この場合は、伴奏アンサンブルの適切な語を記録する。 (参照: #4.14.3.3.1.F, #4.14.3.3.1.F 別法を見よ。)</p> <p>次のいずれかの条件が該当する場合は、演奏手段を付加しない。</p> <p>m) 演奏手段が優先タイトルから読み取れる場合(優先タイトルから読み取れるものと演奏手段が異なる場合を除く) n) 曲によって演奏手段が一律でない曲集の場合 o) 作曲者が演奏手段を指示していない場合 p) 演奏手段の表示が複雑で、他の識別要素(例: 作品番号、主題目録番号)の方が識別に有効な場合</p> <p>Brahms, Johannes, 1833–1897. Lieder, op. 105</p>	適用		
	#22.5.7.1B	演奏手段、番号、調以外に付加する識別要素	<p>演奏手段、番号、調だけでは識別に不十分である場合、またはそれらが利用できない場合は、さらに次の要素をこの優先順位で付加する。</p> <p>a) 著作の日付(参照: #4.4を見よ。) b) 著作の成立場所(参照: #4.5を見よ。) c) 著作のその他の特性(参照: #4.7を見よ。)</p> <p>音楽作品の集合に対する典拠形アクセシビリティについて、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を用いる場合は、上記の要素の前にこれを付加する。</p> <p>Mozart, Wolfgang Amadeus, 1756–1791. Works. Selections (Harmonia Mundi)</p>	適用		
	#22.5.7.2	楽曲形式以外の語句を含むタイトル、およびそれらの語句のみから成るタイトル	<p>優先タイトルが楽曲形式のみではない場合に、識別に必要なときは、次のいずれかの適切な要素を付加する。</p> <p>a) 演奏手段(参照: #4.14.3を見よ。) b) 音楽作品の番号(参照: #4.14.4を見よ。) c) 調(参照: #4.14.5を見よ。) d) 著作の形式(参照: #4.3を見よ。) e) 著作の日付(参照: #4.4を見よ。) f) 著作の成立場所(参照: #4.5を見よ。) g) 著作のその他の特性(参照: #4.7を見よ。)</p>	適用		
<b>#22.5.8 音楽作品の部分に対する典拠形アクセシビリティの構築</b>						
	#22.5.8.1	音楽作品の単一の部分	<p>音楽作品の単一の部分に対する典拠形アクセシビリティは、次の要素を結合して構築する。</p> <p>a) 音楽作品全体に対する典拠形アクセシビリティ(参照: #22.5Aを見よ。) b) 音楽作品の単一の部分の優先タイトル(参照: #4.14.1.3.1.1, #4.14.1.4.1.1を見よ。)</p> <p>音楽作品の部分の優先タイトルが他の部分の優先タイトルと同一であり、番号で識別されない場合は、#22.5.7に従って、識別要素を必要なだけ付加する。これらの識別要素でも不十分な場合は、番号を付与して識別する。</p>	適用		
	#22.5.8.2	音楽作品の複数の部分	<p>音楽作品の複数の部分に対する典拠形アクセシビリティは、#22.5.8.1に従って、各部分に対する典拠形アクセシビリティを構築する。</p> <p>音楽作品の複数の部分が作曲者によって組曲(suite)またはそれに相当する語句でよばれている場合は、典拠形アクセシビリティは、「組曲」または「Suite」の語を音楽作品全体に対する典拠形アクセシビリティに付加して構築する。 (参照: #4.14.1.4.1.2を見よ。)</p> <p>Tchaikovsky, Peter Ilich, 1840–1893. Shchelkunchik. Suite</p>	適用		

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#22.5.8.2	音楽作品の複数の部分別法	*音楽作品の複数の部分を一括して識別するために、典拠形アクセス・ポイントは、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を音楽作品全体に対する典拠形アクセス・ポイントに付加して構築する。 Mendelssohn-Bartholdy, Felix, 1809-1847. Kinderstücke, op. 72. Selections 音楽作品の各部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.8.1に従って構築しても省略してもよい*。 (参照: #4.14.1.4.1.2 を見よ。)		非適用	
		#22.5.9	音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、集合の優先タイトルと作曲家(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 特定のタイプの音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトル、必要に応じて付加した演奏手段、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を結合して構築する。 (参照: #4.14.1.3.2~4.14.1.3.2.3 別法、#4.14.1.4.2~#4.14.1.4.2.4 を見よ。) Bach, Johann Sebastian, 1685-1750. Works Liszt, Franz, 1811-1886. Violin, piano music Mahler, Gustav, 1860-1911. Songs. Selections		適用	
		#22.6	音楽作品に対する異形アクセス・ポイントの構築	音楽作品に対する異形アクセス・ポイントは、音楽作品の優先タイトルまたは異形タイトルを基礎として構築する。 音楽作品に対する異形アクセス・ポイントには、音楽作品の優先タイトルまたは異形タイトルと、創作者(作曲家、編曲者)または創作者以外の個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形、および音楽作品の優先タイトルまたは異形タイトル単独の形がある。いずれも、識別に重要な場合は、#22.5.7~#22.5.7.2に従って、識別要素を付加する。 その他に、#22.6.1~#22.6.3に従って、異形アクセス・ポイントを構築する。 (参照: 音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなどに対する異形アクセス・ポイントについては、#22.2.1に従う。)		適用	
		#22.6.1	カデンツァ	カデンツァに対する典拠形アクセス・ポイントを構築した場合は、次の要素をこの順に結合して、異形アクセス・ポイントを構築する。 a) カデンツァが属する音楽作品または音楽作品の集合の、作曲家(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント(#26~#28のうち該当する規定を適用) b) カデンツァが属する音楽作品または音楽作品の集合の優先タイトル c) 存在する場合は、カデンツァが属する楽章の優先タイトル d) 「カデンツァ」または「Cadenza」(必要に応じて複数形)の語 e) 必要な場合は、その他の識別要素		適用	
		#22.6.2	音楽作品の単一の部分	音楽作品の単一の部分に対する異形アクセス・ポイントは、部分のタイトルが楽曲形式以外の語句を含む場合は、典拠形アクセス・ポイントの形に応じて次のように構築する。 a) 典拠形アクセス・ポイントが、音楽作品全体の優先タイトル、作曲家(個人・家族・団体)に対する典拠形アクセス・ポイント、部分の優先タイトルを結合した形 異形アクセス・ポイントは、作曲家に対する典拠形アクセス・ポイントと部分の優先タイトルを結合した形で構築する。 b) 典拠形アクセス・ポイントが、音楽作品全体の優先タイトルを部分の優先タイトルに冠する形 異形アクセス・ポイントは、部分の優先タイトル単独の形で構築する。 識別に重要な場合は、#22.5.7~#22.5.7.2に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。 アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。		適用	
		#22.6.3	特定の作曲家による音楽作品の集合	特定の作曲家(個人・家族・団体)による音楽作品の集合について、典拠形アクセス・ポイントが、定型的総合タイトルと、作曲家に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築されている場合で、かつその定型的総合タイトルと、記述対象の本タイトル(別タイトルは除く)または参考資料に見られるタイトルが同一でなく、類似もしていない場合は、異形アクセス・ポイントは、体現形の本タイトルまたは参考資料に見られるタイトルと、作曲家に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。 識別に重要な場合は、#22.5.7~#22.5.7.2に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。 アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。		適用	

エレメント	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#26	個人				
	#26.0.1	機能	<p>個人に対する統制形アクセス・ポイントは、次の機能を備える。</p> <p>a) 典拠形アクセス・ポイントおよび異形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の個人を発見、識別できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の名称をもつ個人が存在するとき、その個人を識別できる。</li> <li>・個人が一般に知られている名称と異なる名称を使用しているとき、その関係を理解できる。</li> <li>・同一名称をもつ複数の個人が存在するとき、各個人を判別できる。</li> </ul> <p>b) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、次の資料を発見できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定の個人と関連する資料</li> <li>②特定の個人を主題とする資料</li> </ol> <p>c) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の個人と関連する他の個人・家族・団体を発見できる。</p> <p>以上の機能を満たすため、特定の個人に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。</p> <p>異形アクセス・ポイントは、特定の個人を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。</p>	適用		
	#26.1	典拠形アクセス・ポイントの構築	<p>個人に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称を基礎として構築する。</p> <p>(参照: 個人に対する優先名称については、#6.1を見よ。)</p> <p>夏目 漱石 Marx, Karl</p> <p>必要に応じて、優先名称に、#26.1A～#26.1Bに従って、#26.1.1～#26.1.6任意追加で規定する識別要素を付加する。</p>	適用		
	#26.1A	識別要素の付加	<p>同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、優先名称に必要な識別要素を付加して、次の順に記録する。各識別要素の付加の優先順位は、#26.1.1～#26.1.6 任意追加に従う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>展開形(参照: #26.1.3を見よ。)</li> <li>称号(参照: #26.1.1を見よ。)</li> <li>聖人であることを示す語句(参照: #26.1.6a)を見よ。)</li> <li>聖典等に含まれる名称であることを示す語句(参照: #26.1.6c)を見よ。)</li> <li>伝説上または架空の個人であることを示す語句(参照: #26.1.6d)を見よ。)</li> <li>人間以外の実体の種類を示す語句(参照: #26.1.6e)を見よ。)</li> <li>生年および(または)没年(参照: #26.1.2を見よ。)</li> <li>活動分野、職業(参照: #26.1.5を見よ。)</li> <li>活動期間(参照: #26.1.4を見よ。)</li> <li>その他の語句(参照: #26.1.6f)を見よ。)</li> <li>童であることを示す語句(参照: #26.1.6b)を見よ。)</li> </ol> <p>ただし、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、その他の称号を除く称号(参照: #26.1.1a)～c)を見よ。および聖人、童であることを示す語句(参照: #26.1.6a、b)を見よ。は、優先名称に付加する。</p> <p>適切な識別要素が判明せず、同一の優先名称をもつ異なる個人の判別ができない場合は異なる個人に対して同一の典拠形アクセス・ポイントを構築し、判別できないことを意味する名称未判別標示を付す。(参照: #6.22を見よ。)</p>	一部適用	<p>同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、優先名称に必要な識別要素を付加して、次の順に記録する。各識別要素の付加の優先順位は、#26.1.1～#26.1.6 任意追加に従う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>展開形(参照: #26.1.3を見よ。)</li> <li>称号(参照: #26.1.1を見よ。)</li> <li>生年および(または)没年(参照: #26.1.2を見よ。)</li> <li>活動分野、職業(参照: #26.1.5を見よ。)</li> <li>活動期間(参照: #26.1.4を見よ。)</li> </ol> <p>適切な識別要素が判明せず、同一の優先名称をもつ異なる個人の判別ができない場合は異なる個人に対して同一の典拠形アクセス・ポイントを構築し、判別できないことを意味する名称未判別標示を付す。(参照: #6.22を見よ。)</p>	
	#26.1A	識別要素の付加 任意追加	<p>同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、#26.1Aa)～k)の識別要素のうち判明するものを、優先名称にその順に付加する。</p>	非適用		
	#26.1B	個人の名称であることが不明確な優先名称への付加	<p>個人の名称であることが不明確な優先名称には、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に次のいずれかを付加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 実在の人間の場合は、活動分野または職業(参照: #26.1.5を見よ。)</li> <li>b) 伝説上または架空の個人の場合は、それを示す語句(参照: #26.1.6d)を見よ。)</li> <li>c) 人間以外の実体の場合は、その種類を示す語句(参照: #26.1.6e)を見よ。)</li> </ol>	適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#26.1.1	称号	<p>称号は、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。ただし、その他の称号は、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合に限りに、優先名称に付加する。 (参照: #6.4を見よ。)</p> <p>a) 王族の称号 王族の称号を優先名称に付加する。 Anne, Queen of Great Britain, 1665-1714 アン、イギリス女王, 1665-1714 (優先名称は#6.1.3.2B別法による例)</p> <p>b) 貴族の称号 貴族の称号は、個人と結びつく資料や参考資料(貴族に関する資料を除く)において、個人の名称とともに表されるのが通常である場合のみ、優先名称に付加する。判断できない場合は付加する。 Disraeli, Mary Anne, Viscountess Beaconsfield, 1792-1872</p> <p>c) 聖職者であることを示す語句 聖職者であることを示す宗教の階位などの語句は、優先名称が名で始まり、かつ個人と結びつく資料や参考資料において、個人の名称とともに表されるのが通常である場合のみ、優先名称に付加する。判断できない場合は付加する。 Paulus VI, Pope, 1897-1978 パウルス 6世  パウルス 6セイ、教皇, 1897-1978 (優先名称は#6.1.3.2B別法による例)</p> <p>d) その他の称号 階級、名誉、公職者であることを示す語句が名称に付される敬称である場合は、それを優先名称に付加する。</p>		適用	
		#26.1.1	称号 任意追加	その他の称号は、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。		非適用	
		#26.1.2	生年および(または)没年	<p>同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、生年および(または)没年を優先名称に付加する。 生年および(または)没年は、年のみを記録する。ただし、別の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、月または月日を付加する。 (参照: #6.3~#6.3.3.2を見よ。)</p> <p>鈴木、正義  スズキ、マサヨシ 鈴木、正義  スズキ、マサヨシ, 1911- 鈴木、正義  スズキ、マサヨシ, 1915-1993 Müller, Hans, 1900 April 20-  Müller, Hans, 1900 October 22- Müller, Hans, 1900 October 27-</p>		適用	
		#26.1.2	生年および(または)没年 任意追加	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限りすべての生年および(または)没年を優先名称に付加する。 安部、公房  アベ、コウボウ, 1924-1993		非適用	
		#26.1.3	展開形	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、個人の名称の展開形を優先名称に付加する。展開形は、個人の生年および(または)没年を付加できない場合に付加する。 (参照: #6.7を見よ。) Atkins, R. C. (Robert Charles)		一部適用	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、個人の名称の展開形を優先名称に付加する。 (参照: #6.7を見よ。) Atkins, R. C. (Robert Charles)
		#26.1.3	展開形 任意追加	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り個人の名称の展開形を優先名称に付加する。ただし、この場合、生年および(または)没年の前に置く。 Berry, W. T. C. (William Thomas Charles), 1909-1983		非適用	
		#26.1.4	活動期間	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、個人の活動期間(職業従事期間を含む)を優先名称に付加する。活動期間は、個人の生年および(または)没年も、展開形も付加できない場合に付加する。 (参照: #6.3~#6.3.3任意追加、#6.3.3.3を見よ。)		適用	
		#26.1.4	活動期間 任意追加	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り個人の活動期間(職業従事期間を含む)を優先名称に付加する。 柴式部  ムラサキ シキブ、平安中期 奈河、九二助  ナガワ、クニスケ、寛政-文化頃 福地、蔵人  フクチ、クロウド、17世紀		非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#26.1.5	活動分野、職業	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は個人の活動分野または職業(または名称とともに表される職位や肩書等)を優先名称に付加する。活動分野または職業は、個人の生年および(または)没年を付加できない場合、またはそれだけでは判別に不十分な場合に付加する。 (参照: #6.5、#6.6を見よ。) 渡辺、一男  ワタナベ、カズオ 渡辺、一男  ワタナベ、カズオ、弁護士 中村、功  ナカムラ、イサオ、1935- 中村、功  ナカムラ、イサオ、1935- 医師		適用		
		#26.1.5	活動分野、職業 任意追加	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り個人の活動分野または職業を優先名称に付加する。		非適用		
		#26.1.6	その他の識別要素	#26.1.1～#26.1.5 任意追加で規定したもの以外のその他の識別要素には、a)～f)に挙げるものがある。a)およびb)は識別のために必要でなくても、該当する場合は優先名称に付加する。c)～e)のうち複数該当する場合は、それぞれを丸がつこに入れるなどして区別がつくように記録する。 f)は、#26.1.1～#26.1.5 任意追加で規定された識別要素で、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために不十分な場合に、優先名称に付加する。 (参照: #6.8を見よ。) a) 聖人であることを示す語句 キリスト教の聖人であることを示す語句(「Saint」またはそれに相当する語)を、優先名称に付加する。ただし、教皇、皇帝、王の場合は、付加しない。 La Salle, Jean Baptiste de, Saint, 1651-1719 b) 霊であることを示す語句 霊魂、心霊、神霊は、その個人に対する典拠形アクセス・ポイントに、霊であることを示す語句(「霊」、「Spirit」またはそれに相当する語)を付加して、霊に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。したがって、常に典拠形アクセス・ポイントの最後の要素となる。 Haven, Gilbert, 1821-1880 (Spirit) c) 聖典等に含まれる名称であることを示す語句 宗教の聖典や外典等に含まれる名称は、適切な語句を優先名称に付加する。 d) 伝説上または架空の個人であることを示す語句 伝説上または架空の個人は、「伝説上の人物」、「架空の人物」、「Legendary character」、「Fictitious character」またはそれに相当する語を優先名称に付加する。 末摘花  スエツムハナ (架空の人物) e) 人間以外の実体の種類を示す語句 人間以外の実体は、その種類を示す語を優先名称に付加する。 アイ(チンパンジー) f) その他の語句 同一名称の他の個人と判別するために、生年または没年、活動期間(参照: #6.3 を見よ。)、活動分野(参照: #6.5 を見よ。 )または職業(参照: #6.6を見よ。 )で不十分な場合は、その他の判別を可能とする語句を優先名称に付加する。		適用		
		#26.1.6	その他の識別要素 任意追加	同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限りその他の識別要素を優先名称に付加する。		非適用		
		#26.2	異形アクセス・ポイントの構築	個人に対する異形アクセス・ポイントは、原則として、個人の優先名称または異形名称を基礎として構築する。識別に重要な場合は、#26.1.1～#26.1.6任意追加に従って、識別要素を付加する。		適用		

エレメント	コード	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#27	家族				
		#27.0	通則				
		#27.0.1	機能	<p>家族に対する統制形アクセス・ポイントは、次の機能を備える。</p> <p>a) 典拠形アクセス・ポイントおよび異形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の家族を発見、識別できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の名称をもつ家族が存在するとき、その家族を識別できる。</li> <li>・家族が一般に知られている名称と異なる名称を使用しているとき、その関係を理解できる。</li> <li>・同一名称をもつ複数の家族が存在するとき、各家族を判別できる。</li> </ul> <p>b) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、次の資料を発見できる。</p> <p>①特定の家族と関連する資料</p> <p>②特定の家族を主題とする資料</p> <p>c) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の家族と関連する他の個人・家族・団体を発見できる。</p> <p>以上の機能を満たすため、特定の家族に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。</p> <p>異形アクセス・ポイントは、特定の家族を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。</p>		適用	
		#27.1	典拠形アクセス・ポイントの	<p>家族に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称を基礎として構築する。</p> <p>(参照: 家族の優先名称については、#7.1を見よ。)</p> <p>優先名称に、#27.1Aに従って、#27.1.1～#27.1.4で規定する識別要素を付加する。</p>		適用	
		#27.1A	識別要素の付加	<p>優先名称に必要な識別要素を付加して、次の順に記録する。</p> <p>a) 家族のタイプ(参照: #27.1.1を見よ。)</p> <p>b) 家族と結びつく日付(参照: #27.1.2を見よ。)</p> <p>c) 家族と結びつく場所(参照: #27.1.3を見よ。)</p> <p>d) 家族の著名な構成員(参照: #27.1.4を見よ。)</p> <p>家族のタイプおよび家族と結びつく日付は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。</p>		適用	
		27.1A	識別要素の付加 任意追加	#27.1Aa)～d)の識別要素のうち判明するものは、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称にその順に付加する。		非適用	
		#27.1.1	家族のタイプ	<p>家族のタイプは、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称の後に丸がっこに入れて付加する。</p> <p>(参照: #7.3を見よ。)</p> <p>冷泉  レイゼイ(家)</p> <p>愛新覚羅  アイシンカクラ(氏)</p> <p>伏見宮  フシミノミヤ(家)</p> <p>Heider(Family)</p>		適用	
		#27.1.2	家族と結びつく日付	<p>家族と結びつく日付は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。</p> <p>(参照: #7.4を見よ。)</p> <p>Mann(Family: 1644-)</p>		適用	
		#27.1.3	家族と結びつく場所	<p>家族と結びつく場所は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、その名称を優先名称に付加する。</p> <p>(参照: #7.5を見よ。)</p> <p>北条  ホウジョウ(氏)(鎌倉)</p> <p>北条  ホウジョウ(氏)(小田原)</p> <p>北条  ホウジョウ(氏)(狭山藩)</p> <p>田中  タナカ(家)(高山市)</p> <p>田中  タナカ(家)(東京都世田谷区)</p> <p>田中  タナカ(家)(徳島県石井町)</p>		適用	
		#27.1.3	家族と結びつく場所 任意	<p>家族と結びつく場所は、同一名称の他の家族に対するアクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り、その名称を優先名称に付加する。</p> <p>厚  アツ(家)(美祿市)</p>		非適用	

エレメント コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#27.1.4	家族の著名な構成員	家族の著名な構成員は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要で、かつ家族と結びつく場所が付加できない場合は、その名称を優先名称に付加する。 (参照: #7.6を見よ。) 森  モリ(家)(森, 鷗外, 1862-1922)			適用	
	#27.1.4	家族の著名な構成員 任意	家族の著名な構成員は、同一名称の他の家族に対するアクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り、その名称を優先名称に付加する。			非適用	
	#27.2	異形アクセス・ポイントの構	家族に対する異形アクセス・ポイントは、原則として、家族の優先名称または異形名称を基礎として構築する。家族のタイプ(参照: #27.1.1を見よ。)を、異形名称の後に丸がっこに入れて付加する。 識別に重要な場合は、#27.1.2~#27.1.4任意追加に従って、識別要素を付加する。 Von Heiden (Family) (典拠形アクセス・ポイント: Heider (Family))			適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#28	団体				
		#28.0	通則				
		#28.0.1	機能	<p>団体に対する統制形アクセス・ポイントは、次の機能を備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 典拠形アクセス・ポイントおよび異形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の団体を発見、識別できる。</li> <li>・複数の名称をもつ団体が存在するとき、その団体を識別できる。</li> <li>・団体が一般に知られている名称と異なる名称を使用しているとき、その関係を理解できる。</li> <li>・同一名称をもつ複数の団体が存在するとき、各団体を判別できる。</li> </ul> <p>b) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、次の資料を発見できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定の団体に関連する資料</li> <li>② 特定の団体を主題とする資料</li> </ul> <p>c) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の団体に関連する他の個人・家族・団体を発見できる。</p> <p>以上の機能を満たすため、特定の団体に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。</p> <p>異形アクセス・ポイントは、特定の団体を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。</p>		適用	
		#28.1	典拠形アクセス・ポイントの	<p>団体に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称を基礎として構築する。</p> <p>(参照: 団体の優先名称については、#8.1を見よ。)</p> <p>優先名称に、#28.1A、#28.1Bに従って、#28.1.1～#28.1.7で規定する識別要素を付加する。</p>		適用	
		#28.1A	識別要素の付加	<p>同一名称の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、優先名称に必要な識別要素を付加して、次の順に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 団体の種類(参照: #28.1.1を見よ。)</li> <li>b) 団体と結びつく場所(参照: #28.1.2を見よ。)</li> <li>c) 関係団体の名称(参照: #28.1.3を見よ。)</li> <li>d) 団体と結びつく日付(参照: #28.1.4を見よ。)</li> <li>e) 行政区分を表す語(参照: #28.1.5を見よ。)</li> <li>f) その他の識別語句(参照: #28.1.6を見よ。)</li> </ul> <p>ただし、団体と結びつく場所よりも、関係団体の名称、団体と結びつく日付、その他の識別語句のいずれかが識別に適切な場合は、それを優先して優先名称に付加する。</p> <p>関係団体の名称が当該団体の名称と通常結びついている場合は、団体と結びつく場所よりも優先して、関係団体の名称を優先名称に付加する。</p> <p>複数の政府が(例えば、占領、内乱などによって)同一地域の主権を主張している場合は、団体と結びつく日付の前にその他の識別語句(政府のタイプを示す語句など)を付加する。</p> <p>(参照: 団体と結びつく日付については、#28.1.4を見よ。その他の識別語句については、#28.1.6を見よ。)</p> <p>会議、大会、集会等については、#28.1.7に従って、識別要素を優先名称に付加する。</p>		一部適用	<p>同一名称の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、優先名称に必要な識別要素を付加して、次の順に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 団体と結びつく場所(参照: #28.1.2を見よ。)</li> <li>b) 関係団体の名称(参照: #28.1.3を見よ。)</li> <li>c) 団体と結びつく日付(参照: #28.1.4を見よ。)</li> <li>d) 行政区分を表す語(参照: #28.1.5を見よ。)</li> </ul> <p>ただし、団体と結びつく場所よりも、関係団体の名称、団体と結びつく日付、その他の識別語句のいずれかが識別に適切な場合は、それを優先して優先名称に付加する。</p> <p>関係団体の名称が当該団体の名称と通常結びついている場合は、団体と結びつく場所よりも優先して、関係団体の名称を優先名称に付加する。</p> <p>複数の政府が(例えば、占領、内乱などによって)同一地域の主権を主張している場合は、団体と結びつく日付の前にその他の識別語句(政府のタイプを示す語句など)を付加する。</p> <p>(参照: 団体と結びつく日付については、#28.1.4を見よ。その他の識別語句については、#28.1.6を見よ。)</p> <p>会議、大会、集会等については、#28.1.7に従って、識別要素を優先名称に付加する</p>
		#28.1B	団体の名称であることが不	<p>団体の名称であることが不明確な優先名称には、同一名称の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、#28.1.1に従って、団体の種類を付加する。</p>		一部適用	必要なものを付加
		#28.1.1	団体の種類	<p>同一名称(近似した名称を含む)の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、団体の種類を優先名称に付加する。</p> <p>(参照: #8.7.1を見よ。)</p> <p>共同通信社 キョウドウ ツウシンシャ(一般社団法人) 共同通信社 キョウドウ ツウシンシャ(株式会社) Zone(ゲーム制作会社) ZONE(音楽グループ) 太陽 タイヨウ(団体) (優先名称: 太陽 タイヨウ。団体の種類: 団体) 0047(Organization) (優先名称: 0047。団体の種類: Organization)</p>		一部適用	必要なものを付加

エレメント	コード	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#28.1.2	団体と結びつく場所	<p>同一名称(近似した名称を含む)の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、団体と結びつく場所を優先名称に付加する。 (参照: #8.3を見よ。)</p> <p>クレア(東京都中野区) クレア(東京都千代田区)</p> <p>下部組織である支部・分会等が上位団体の活動を特定地域で遂行していて、かつ支部・分会等の名称に場所が含まれていない場合は、その場所を優先名称に付加する。 National Association of Letter Carriers (U.S.), Branch 36 (New York, N.Y.) 宗教拠点の優先名称がその所在地を明確に表していない場合は、所在地または教区名等を優先名称に付加する。</p> <p>八坂神社 ヤサカ ジンジャ(京都市)</p> <p>ラジオ・テレビ局の優先名称がコール・サインのみまたは主としてコール・サインから成る場合は、その局の所在地を優先名称に付加する。ラジオ・テレビ局の優先名称がコール・サインを主としていないものであっても地名を含まない場合は、所在地を優先名称に付加する。 エフエムナックファイブ エフエム ナック ファイブ(ラジオ局: さいたま市)</p> <p>団体と結びつく場所の名称が団体の存続期間中に变化した場合は、最新の名称を優先名称に付加する。 (参照: #8.3.3.2、#8.3.3.2 任意追加を見よ。)</p> <p>同一名称(近似した名称を含む)の他の団体と判別するために、結びつく場所よりも次のいずれかが適切である場合は、それを優先名称に付加する。 a) 関係団体の名称(参照: #28.1.3を見よ。) b) 団体と結びつく日付(参照: #28.1.4を見よ。) c) その他の識別語句(参照: #28.1.6を見よ。) (参照: 会議、大会、集会等の開催地の優先名称への付加については、#28.1.7を見よ。)</p>		適用	
		#28.1.2	団体と結びつく場所 任意追加	<p>同一名称(近似した名称を含む)の他の団体が存在しなくても、団体に対する典拠形アクセス・ポイントを識別するために役立つ場合は、団体と結びつく場所を優先名称に付加する。</p>		適用	
		#28.1.3	関係団体の名称	<p>同一名称(近似した名称を含む)の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、関係団体の名称を優先名称に付加する。 (参照: #8.4を見よ。)</p> <p>関係団体の名称が当該団体の名称と通常結びついている場合は、団体と結びつく場所(参照: #28.1.2 を見よ。)よりも優先して、関係団体の名称を優先名称に付加する。 社会科教育研究会 シャカイカ キョウイク ケンキュウカイ(東京学芸大学) 社会科教育研究会 シャカイカ キョウイク ケンキュウカイ(東京教育大学 附属小学校)</p>		適用	
		#28.1.3	関係団体の名称 任意追加	<p>関係団体の名称 任意追加</p> <p>同一名称(近似した名称を含む)の他の団体が存在しなくても、団体に対する典拠形アクセス・ポイントを識別するために役立つ場合は、関係団体の名称を優先名称に付加する。</p>		適用	
		#28.1.4	団体と結びつく日付	<p>複数の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを判別するために必要な場合は、団体と結びつく日付(設立年および(または)廃止年、いずれも不明なときは、団体の活動期間)を優先名称に付加する。 (参照: #8.5~#8.5.3.3 を見よ。)</p> <p>秋田県 総合食品研究所 アキタケン ソウゴウ ショクヒン ケンキュウジョ(1995-2006) 秋田県 総合食品研究所 アキタケン ソウゴウ ショクヒン ケンキュウジョ(2009-2010)</p> <p>複数の政府が(例えば、占領、内乱などによって)同一地域の主権を主張している場合は、設立年および(または)廃止年の前に、#28.1.6に従って、その他の識別要素(政府のタイプを示す語句など)を付加する。 (参照: 会議、大会、集会等の開催年の優先名称への付加については、#28.1.7を見よ。)</p>		適用	
		#28.1.4	団体と結びつく日付 任意追加	<p>団体に対する典拠形アクセス・ポイントを識別するために役立つ場合は、団体と結びつく日付を優先名称に付加する。</p>		適用	
		#28.1.5	行政区分を表す語	<p>行政団体では、同一名称(近似した名称を含む)の他の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを判別するために必要な場合は、その行政区分を表す語(「State」、「City」など)を優先名称に付加する。市町村では付加せず、市町村以外の行政団体の優先名称に付加する。 Carlow (Ireland) (町の名称) Carlow (Ireland : County) (州の名称)</p> <p>ただし、優先名称に行政区分を表す語を含む場合は、識別要素としては扱わない(例えば、優先名称「長野県」にはすでに行政区分を表す語「県」が含まれている)。 (参照: #8.7.2 を見よ。)</p>		適用	

エレメント	条項番号	条項見出し	NGR2018	対CM番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#28.1.6	その他の識別語句	複数の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを判別するために、#28.1.1～#28.1.5で規定された識別要素で不十分な場合、またはそれらを使用できない場合は、その他の識別語句を優先名称に付加する。 ワールドカップ ワールド カップ (サッカー) ワールドカップ ワールド カップ (クリケット) 同一名称(近似した名称を含む)で同一の場所にある複数の団体を判別するために必要な場合は、団体と結びつく場所の後に、その他の識別を可能とする情報を付加する。 複数の政府が(例えば、占領、内乱などによって)同一地域の主権を主張している場合は、団体と結びつく日付の前に政府のタイプを示す語句などを付加する。 (参照: 団体と結びつく日付については、#28.1.4を見よ。) (参照: #8.7.3 を見よ。) Malaya (Territory under British Military Administration, 1945-1946)		適用	
	#28.1.6	その他の識別語句 任意追	その団体の性質や目的を理解するために役立つ場合は、その他の役立つ情報を団体の優先名称に付加する。		適用	
	#28.1.7	会議、大会、集会等の回次	1 回限り開催の会議、大会、集会等、連続開催の会議、大会、集会等の中の特定の回次のもの、団体の下部組織として位置付けられた会議、大会、集会等に対しては、適用可能で容易に判明する場合は、会議、大会、集会等の優先名称に、次の順に識別要素を付加する。 a) 会議、大会、集会等の回次(参照: #8.6を見よ。) b) 会議、大会、集会等の開催年(参照: #8.5.3.4、#28.1.4を見よ。) c) 会議、大会、集会等の開催地(参照: #8.3.3.1、#28.1.2を見よ。) オリンピック冬季競技大会 オリンピック トウキ キョウギ タイカイ (第 18回 : 1998 : 長野県) National Conference on Scientific and Technical Data (2nd : 2000 : Washington, D.C.) 開催地より関係団体の名称の方が識別するために適切な場合、または開催地が不明であるか容易に確認できない場合は、開催地の代わりに関係団体の名称を用いる。 (参照: #28.1.3を見よ。) 会議、大会、集会等がオンラインで開催された場合は、開催地の代わりに「オンライン」または「Online」を用いる。 Climate 2009 (Conference) (2009 : Online) 一連の会議、大会、集会等に対する典拠形アクセス・ポイントに対しては、回次、開催年、開催地を優先名称に付加しない。 制御部門マルチシンポジウム セイギョ ブモン マルチ シンポジウム 大阪母親大会 オオサカ ハイイヤ タイカイ 同一名称(近似した名称を含む)の他の一連の会議、大会、集会等の典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、必要に応じて、#28.1.1～#28.1.6を適用する。 市民体育祭 シミン タイイクサイ (羽村市) 市民体育祭 シミン タイイクサイ (和光市)		適用	
	#28.1.7.1	複数の開催地・関係団体	会議、大会、集会等が複数の場所で開催された場合は、すべての開催地の名称を優先名称に付加する。 (参照: #8.3.3.1.1 を見よ。) オリンピック夏季競技大会 オリンピック カキ キョウギ タイカイ (第 18 回 : 1964 : 東京都 ; 神奈川県 ; 埼玉県 ; 千葉県 ; 長野県) 開催地の代わりに関係団体の名称を用いる場合に、その会議、大会、集会等に複数の関係団体があるときは、すべての関係団体の名称を優先名称に付加する。		非適用	
	#28.1.7.1	複数の開催地・関係団体	*会議、大会、集会等が複数の場所で開催された場合は、主な開催地の名称または開催地の上位の場所の名称を優先名称に付加する。 (参照: #8.3.3.1.1 別法を見よ。) オリンピック夏季競技大会 オリンピック カキ キョウギ タイカイ (第 18 回 : 1964 : 東京都) (主な開催地の名称を優先名称に付加した例) ワールドカップ ワールド カップ (サッカー) (2002 : 日本 ; 韓国) (開催地の上位の場所の名称を優先名称に付加した例) 開催地の代わりに関係団体の名称を用いる場合に、その会議、大会、集会等に複数の関係団体があるときは、主な団体の名称を優先名称に付加する*。		適用	
	#28.2	異形アクセス・ポイントの構	団体に対する異形アクセス・ポイントは、原則として、団体の優先名称または異形名称を基礎として構築する。識別に重要な場合は、#28.1.1～#28.1.7.1別法に従って、識別要素を付加する。		適用	